

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年9月14日

金曜日

第4402号

目次

公安委員会規則

○富山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 1

告示

○指定障害福祉サービス事業の廃止 4

○土地改良区の定款変更の認可 5

○換地処分

公告

○平成30年度職業訓練指導員試験の合格者 6

○都市計画事業の施行

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 7

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

○開発行為の工事完了 8

○土地改良区の役員の就退任 9

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 10

規則

富山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定め、公布する。

平成30年9月14日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

富山県公安委員会規則第7号

富山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家

公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第5条及び第9条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う富山県公安委員会、富山県警察本部長及び警察署長（以下「富山県公安委員会等」という。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（対象となる申請等）

第3条 情報通信技術利用規則第5条第1項に規定する富山県公安委員会等に対して行われる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

（申請等の手続）

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、法第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、富山県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に富山県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（富山県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。）を備えたものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行おうとする者は、富山県公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされ

ている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力することができる。

3 前2項の規定により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書であつて、富山県公安委員会等が法第3条第1項に規定する電子計算機のうち富山県公安委員会等の使用に係るものから認証できるものに限る。

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等の到達時期）

第5条 法第3条第3項の規定は、前条第1項の規定により行われた申請等の到達時期について準用する。

（対象となる処分通知等）

第6条 情報通信技術利用規則第9条第1項に規定する富山県公安委員会等が行う処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

（処分通知等の手続）

第7条 富山県公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等の内容を法第4条第1項に規定する電子計算機のうち富山県公安委員会等の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
重度訪問介護	平成30年10月1日	1612000081	福光農業協同組合	南砺市荒木5318番地	J A福光ふれあいセンター	南砺市福光1192番地

富山県告示第398号

土地改良区の定款変更の認可について

山田村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により、平成30年8月30日認可した。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第399号

土地改良区の定款変更の認可について

大門町地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により、平成30年9月7日認可した。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第400号

換地処分について

平成30年8月30日滑川市坪川新98番地 馬場 眞佐治から立山町渚上地区の換地処分をした旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

平成30年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により平成30年8月22日に実施した平成30年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

職種	受験番号	職種	受験番号
造園科	1	機械科	9
森林環境保全科	2		10
鑄造科	3		11
	4		12
	5	自動車整備科	13
	6		
	7		
	8		

都市計画事業の施行

小矢部都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画道路事業

3・4・23号 駅南中央線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部都市計画課

小矢部市今石動町2-13-1

富山県高岡土木センター小矢部土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分 富山県小矢部市石動町地内

使用の部分 なし

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高岡市から富山高岡広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画下水道

(名称) 高岡公共下水道

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成30年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おやべスポーツクラブ
- 3 代表者の氏名
垣田 俊彦
- 4 主たる事務所の所在地
富山県小矢部市植生字八俣2124番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、小矢部市を中心とする地域住民に対してスポーツ・健康づくり活動と文化活動の振興に関する事業を行い、会員が健康の保持増進を図り、親睦を深められるようにするとともに、会員のみならず地域住民の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。又、そのことを通して活力あるまちづくりに貢献することを目的とする。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市黒河字竹山3403番2の一部、3403番21外4筆、3410番2地先、3432番地先及び3438番地先並びに黒河新字西山4782番1外7筆、4799番1の一部及び4792番3地先	同 左	道 路 下 水 道 公 園	高岡市京田 619番地	光陽興産株式会社

滑川市菰原字日掛 438番5、438番7、441番2の一部、442番1、442番3及び438番5地先並びに下島88番2、95番3及び88番2地先	同左	道 公 路 園	滑川市上小泉59番地	有限会社 大成興産
射水市北高木 672番11及び674番7			高岡市蓮花寺 792番3 パールハイト B201	江尻 輝陽

土地改良区の役員の退任

立山西部土地改良区の役員であった次の者が平成30年8月24日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	安 田 勇	中新川郡立山町泊新 103番地
同	吉 田 勇	同 同 利田 1528番地
同	塚 田 啓 一	同 同 末三賀 319番地
同	松 浦 善 孝	同 同 利田 1956番地
同	佐 伯 敏 隆	同 同 利田 112番地
同	山 本 康 麿	同 同 蔵本新 246番地
同	森 井 忠 昭	同 同 西大森 546番地
同	崇 田 登	同 同 東大森 193番地
同	藤 城 正 明	同 同 大清水 565番地
同	堀 田 義 弘	同 同 大石原1660番地
監 事	藤 川 重 文	同 同 利田 1702番地
同	村 木 義 春	同 同 半屋 223番地
同	船 木 寛 治	同 同 利田 134番地

土地改良区の役員の就任

立山西部土地改良区の役員に次の者が平成30年8月25日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	安田 勇	中新川郡立山町泊新 103番地
同	吉田 勇	同 同 利田 1528番地
同	塚田 啓一	同 同 末三賀 319番地
同	藤川 重文	同 同 利田 1702番地
同	佐伯 敏隆	同 同 利田 112番地
同	山本 康麿	同 同 蔵本新 246番地
同	村木 義春	同 同 半屋 223番地
同	森井 忠昭	同 同 西大森 546番地
同	中西 嘉久	同 同 高原八ツ屋37番地
同	堀田 義弘	同 同 大石原 1660番地
同	酒井 清一	同 同 利田 665番地
監事	船木 寛治	同 同 利田 134番地
同	崇田 登	同 同 東大森 193番地
同	三鍋 義雄	同 同 三ツ塚新 108番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

(仮称) ドラッグコスモス上小泉店 滑川市上小泉39番1 ほか6筆

- 2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品
- 4 新設の日 平成31年4月10日
- 5 店舗面積の合計 1,658㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地南側ほか 65台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 敷地南側 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側 56㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側 10.05㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 敷地南側ほか
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出の日 平成30年9月5日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成30年9月14日から平成31年1月15日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

